

令和元年度 第2回長浜市総合教育会議 議事録

I 日 時 令和元年10月30日（水曜日）15時30分～17時05分

II 場 所 長浜市役所 本庁舎3階 特別会議室

III 出席者

【構 成 員】 藤井勇治市長、板山英信教育長、
井関真弓教育委員、西橋義仁教育委員、美濃部俊裕教育委員、
宮本麻里教育委員

【事 務 局】 米田教育部長、岩田教育委員会事務局次長、
今井教育総務課課長代理、土田教育改革推進室長、
横尾教育委員会事務局次長、伊藤教育指導課長、
成田教育指導課課長代理、大田すこやか教育推進課長、
大音幼児課長、北村幼児課参事、古田総合政策部長、
山内総合政策部次長、横尾総合政策課長、柴田総合政策課課長代理、
ほか担当職員（2名）

【議事進行】 古田総合政策部長

【説 明 者】 長谷川健康福祉部次長、村崎子育て支援課長、
平塚子育て支援課家庭児童相談室室長

【傍 聴 者】 無し

【報道機関】 中日新聞

IV 欠 席 廣田光前教育委員

V 内 容

1 開 会

2 市長挨拶

（要旨）

・第2回長浜市総合教育会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。教育委員の皆様におかれましては、日ごろから子どもたちの教育の充実と発展、そして健全育成のために、大変なご尽力を賜っておりますこと、心から感謝申し上げます。

・さて、本日の会議の意見交換テーマは、「児童虐待の現状と体制について」でございます。最近では、新聞やテレビのニュースなどで幼い子どもたちが家族などから

虐待を受け、怪我をしたり、命を落とす、痛ましい事件が報じられています。

- ・本市においても児童虐待の相談件数は、滋賀県全体の平均件数より低いものの、把握できていないケースがあるのではと危惧しています。相談のあった案件は氷山の一角である可能性もあり、子どもたちが置かれている状況を踏まえた対応を地域全体で取り組んでいく必要があります。
- ・そこで、本市では地域で子どもを守るため、関係機関との連携による児童虐待の早期発見や、市民向けの出前講座や啓発活動による予防の取り組みを実施しています。また、今回は本市における児童虐待の現状と体制を紹介させていただいたあと、教育現場においてどのような対応が必要か、ご意見・議論を賜りたいと思います。
- ・教育委員のみなさまと行政が今後の長浜市の教育のあり方について活発な意見交換を行い、子どもたちを育む環境について、より良い方向性を見出すことができることを心から期待してご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

3 意見交換

議事

「児童虐待の現状と体制について」

(1) 行政説明

長浜市の児童虐待の現状と関係機関との連携による児童虐待の早期発見や、市民向けの出前講座や啓発活動による予防の取り組みについて説明。

(2) 意見交換

〈意見：教育委員〉

平成 12 年に児童虐待の防止等に関する法律が制定されましたが、その前から色々な虐待がありました。私が初めて虐待という言葉を目にしたのは、二十数年前、県の研修会の分科会で彦根のある委員から虐待に関する話が出まして、そんなことが今の世の中であるのかという感覚でした。

二十年ほど前、私の勤務していた学校で祖父から孫への性的虐待の事案が発覚し、その学校で大問題となったことを覚えています。また、私が行政にいた時に長浜の小学校の生徒一人が腕に痣などの虐待らしきケガをしていたことがありまして、行政としてどうするか判断する場面に出くわしたことがありまして、法律や体制が整っていなかった中で急きょ対応することになり、関係者で集まりました。

その当時は行政でその事案を取り上げるのではなく、学校で見つかったことは学校

と保護者の間で解決していこうという風潮があり、その中で対応しました。

今の説明を聞きまして、ここまで体制がよく整ったなと実感しました。あとは実行するだけだと思いますが、これだけの体制が整っても全国的に虐待件数が減らないのはなぜかということを考えていく必要があるのではと思います。

虐待の事象が起きるとき、虐待をする人とされる子どもがいます。虐待される子どもをどう救っていくのか、虐待されそうな子どもを未然にどのように防ぐのかに今は重点が置かれていますが、一方、虐待をする側の人間は大人になるまでの教育で何か問題ないか、そのあたりの研究が手薄になっていないかと思います。

この法律ができる前、保護者から子どもへの体罰が社会的に認められている時がありました。子どもに負荷を与える教育が段々と緩やかになりすぎたのではないかと思います。

例えば、虐待をする側は虐待がダメだと薄々わかっているけど、自己コントロールできない、理性が抑えられない大人になっていって虐待をしてしまうので、学校教育の中でそうならないための何か欠けているのではないかという感じがします。辛抱する力、ダメなことはしてはいけないと自分をコントロールする力を子どもが身につける教育が以前に比べて緩やかになったために、虐待する大人が育ったのではないかという点に焦点を絞って考えていくことが大事ではないかと思います。

〈意見：教育委員〉

私も校長の時に生徒が幼児の頃に祖父から性的虐待を受けたケースを引き継いだことがあり、生徒の担任に心配なことはないかと聞くなど、観察を強めた経験があります。

他所の組織と連携することは大事なことでその時に思ったのですが、（虐待が起きた時に）どこの組織がどう進めていくのか、イニシアティブを決めていくのが難しいのではと思いました。どこかがやってくれるかなと学校側は受け身になってしまい、積極的に動けませんでしたので、学校側としても注意しなければならないと思いました。

また、虐待の情報はとにかく漏れてはいけませんので、当時は私と教頭、担任しか伝えませんでした。個人情報を守ることが大事だと思い、その時の判断でその三者で留めましたが、担任や管理職が代わるなどしたときに学校の中でその情報が次の世代にうまく伝わるかということも大切ではと思いました。

私は校長として次の校長に伝えましたが、長い間、生徒を観察・指導していくときに拡散してはいけない情報を伝えていく方法が今はどうなっているのか、大事なことでありました。

〈意見：教育委員〉

私が出席している子育て支援課の会議や地域で子育て広場をする中で、メンバーの皆さんとよく話していることですが、就園前のお子さんの中で、家でお子さんとは対

一で子育てをされている親御さんにはもっと出てきて欲しいです。親御さんの中には一人が良い、関わりたくないという方もおられるかもしれませんが、人との関わりを絶ってしまうと色々な悩みを抱え込んでしまうこともありますので、乳幼児訪問や健診のときなど、行政の側から積極的に関わってみてはと思います。様子が見えないお子さんにはそういった手立ても必要ではと感じました。

また、私は法律のことはよくわからないのですが、(児童虐待の事案が)学校や園から上がってきたときに、子どもの自宅に訪問できるのは児童相談所の方や学校の関係者に限られてくるのではと思います。もし(児童虐待の事案が)上がってきたときに、児童相談所や学校の関係者だけではなく、例えば警察や民生委員など、長浜市では色々な関わり合いを持つ方が子どもの自宅に訪問することができるようにすれば、子どもに会えなかったとしても「色々な人が見てるよ」という抑止力になるのではと感じました。

〈意見：教育委員〉

一母親として「なぜ虐待が減らないか」ということを考えると、先ほど別の方もおっしゃられた様に、虐待する側の今までの環境がとても関係していると思います。

それともう一つ私がとても気になるのは、子育てをしているお母さんたちの中には核家族で、土日でも一人で育児をしているという環境の方がおられます。子どもが学校や園に行かない日はとても長く感じますし、家の中で子どもと向き合って過ごさなければならず、ストレスがかかる環境が圧倒的に多いと思います。

虐待をする人は子育てが嫌で、子どものことが嫌いで虐待しているわけではないと思います。子育て中のお母さんたちには真面目な方が多く、一生懸命子育てを考えてうまくいかなかった時に不安やストレスが出てきて、何かのきっかけで虐待につながってしまうことがあるのではないかとすごく思います。そういうお母さんたちをなんとか助けてあげられるようなサポートを考えていけたらなと思います。

また、冒頭の行政説明の中でネグレクトや心理的虐待について書いてありましたが、書いてあっても本当に線引きが難しいところだと思います。子育て中のお母さんたちと冗談で話している時に、「虐待だよね」とは言いませんが「ギリギリだよね」ということとか話に出てしまうぐらいお母さんたちはギリギリのところにいる。

心理的虐待でも子どもの心を傷つけてしまうのは例えばどんな言葉なのか、どこからが虐待なのかをもう少しわかりやすく簡単な言葉まで落として発信していただけるといいのではと思います。虐待の線引きが分からないからお母さんたち自身も「もしかしたら自分も言っているかもしれない」と不安に思います。周りのお母さんたちでも言葉使いが荒い方がいたときに、それは性格なのか、虐待なのか線引きがわからず、学校に「こういう人がいます」と言いにくいところがあります。誰もがわかる、虐待している人も周りで見守っている人もわかるような「ここからが虐待だよ」という線引きを発信してもらおうと少しの改善にはなるのかなと思いました。

〈教育長〉

今の意見に付け加えますと、今まさに心理的虐待が問題になっています。

親子で次のようなやり取りがあるとします。お母さんが「あんたなんか生まれてこなければよかったのに。あんたがいなければどれだけお母さん楽か。一日仕事で疲れてるんだから、お願い！あっち行ってて！」と子どもに対してきつく言い、子どもは「お母さん、僕ね・・・」と話しかけても、お母さんは「いや！もう聞きたくない！」と突き放したとします。

子どもはこういうことをされるとどうなるかと言いますと、子どもにとって家庭が安全、安心の場所ではなくなります。家庭があくまで安全、安心の場所であるからこそ、子どもたちは外の世界の間人間関係を築く勉強に向かえるわけです。しかし、家庭で拒否されていると外の世界の間人間関係で失敗しても帰るところがありませんので、心理的虐待が非常に問題だと児童心理学では盛んに言われています。

もう一つ問題になっていますのは、発達障害の特性が強い子どもは心理的虐待の被害に非常に遭いやすいと言われています。なぜかと言いますと、発達障害の子どもはどちらかというママを困らせる、くたびれさせるからです。

他の方も言われていますが、なぜ虐待が減らないのか。すべての例に当てはまるわけではありませんが、何らかの形で子どもに不適切な養育をしている親というのは、自分も同じような体験をしているケースが結構多いそうです。それはなぜかという、個人個人で違うのですが、復讐だという学者もおられますが、理由の一つに子どもは親の所有物という育ちをしていることがよく言われています。

〈意見：教育委員〉

来年からしつけとして体罰をすると犯罪となるように法改正がされます。今回は虐待を取り上げていますが、体罰も（虐待と）一緒ではと思います。子どもが親からきつく言われて、体罰と思えば体罰になってしまいます。直接手を加えなくても体罰になることもあります。それなら親は子どもに何ができるのか、ちょっと心配しています。手を挙げることは絶対ダメだとして、叱ることも捉え方によっては体罰になってしまい、親は何もできなくなるのではと思います。（今回の法改正を）どう捉えればいいのか、教えていただきたいです。

〈回答：事務局（家庭児童相談室）〉

今まで虐待で逮捕されている方はしつけという理由で罪から逃れようとするケースが多い中で、虐待としつけをしっかりと区分するために今回の法改正が行われました。子どもへの虐待は傷害であり、逮捕されるのは当然のことであるので、それをわかりやすくしたと国は説明をしています。

では、親として何ができるか。しつけというのはやはり、子どもが自立できるよう、成長させるためにはどういう方法があるかを考えながらやっていく話になるかと思っています。虐待しないような教育や育て方に進んでいくのではないのでしょうか。

また、先ほど別の方からもお話がありましたが、子育てをする親には多くのストレスなどがあつたりしますし、一歩間違えれば誰でも虐待の当事者になってしまう状況でもありますので、ストレスを軽減させることや子どもを傷つけないしつけを親に学んでもらうことで、子どもが安心して暮らせる環境を築いていくにはどうすればいいか、私たちは考えていかなければなりません。

〈意見：教育委員〉

学校教育に限って言えば全国で不登校の生徒は15万人程います。国はなんとか解消すべく、学校以外でも出席日数を認めましたが、制度が適用されたのはわずか3万人足らずでした。これではなかなか不登校が解消されません。

そこで、国は来年から出席日数を認める規制を緩和します。今まで認められていたのは将来的に学校への復学が見込めて、今はフリースクールに通っている生徒に限られていましたが、これからは学校へ復学できるかどうかにかかわらず、フリースクールにいる子どもはすべて出席日数と見なす制度に変わります。

私はここに虐待の問題との共通点があると思います。学校側は子どもにどうすればいいのかとなります。

先ほどの虐待の説明でもありましたが、「親はこれからどうすればいいのか」ではありませんが、不登校の生徒に対して「学校へ来なさい」と言えなくなる学校側は、「不登校の生徒をなんとかしなさい」と国から求められることになり、学校側は大変だなという感じを持たせていただいています。

今までは「無理して学校に来なくてもいいよ」と言っていたことが、文科省の考え方ではものすごく強くなります。そういったことを言うと不登校の子どもへ余計にプレッシャーを与えてしまう。最近の施策を見ていると、子どもを恐れて大事にしすぎる風潮が強くなり、そのことによって果たして子どもは良くなっていくのか、疑問に思っています。

〈市長〉

委員の皆様、いろいろとご意見をいただき、ありがとうございます。皆様のお話にもありましたが、虐待という言葉が出てきましたのは二十数年前にさかのぼりますでしょうか。その後、虐待については社会問題にもなり、今、説明があつたとおり万全の体制を作り上げました。行政も関係機関と一緒にあって評価いただける体制ができましたが、しっかりとこの体制を機能させていくことが大事だと思います。

また、子育て真っ最中のお母さんたちからも色々な声があり、これは虐待なのか、しつけなのかという疑問が子育ての現場で起きているわけですから、こういったことを体制の中で気楽に相談でき、ホッと解決していく。あるいはしっかりと対応していくということが大事だろうと思います。今できた万全の体制をいかに機能させていくか、決して見逃さないという姿勢が大事なんだろうなと思います。

〈教育長〉

こういう問題は時間をかけて色々な立場から激論を交わすべきものだと思いますし、冒頭の市長の挨拶にもありましたように地域全体で取り組まなければならない問題でもあると基本的に思います。

学校や園がどれだけ頑張っても限界はあります。私が担任の時は、自宅訪問する際に、場合によっては警察と一緒に来てもらって一時保護するなんてことはできませんでした。児童相談所に何回言っても全然動いてくれない。このままでは子どもがどうにかなってしまう。児童相談所を頼っていてもダメだと思い、自宅に行っても「何をしに来たんだ。うちの子のことは親が面倒みるから、家庭のことは黙っておいてくれ。」と言われると踏み込めないという「壁」がありました。その時代から比べると全然違うなと思います。

東京の虐待死の事案は集合住宅へ引っ越して間もない時期に起きています。虐待であのような重篤な事案に至る子どもたちというのは、親からある意味洗脳されています。父親に「これはあなたのためにやっている。これはあなたがちゃんとしないからやっている。あなたに責任がある。お父さんはあなたをこういう人間にしたいからあえてこういうことをしているんだ。」と言われるれば、子どもは全部自分に責任があるように思います。学校で先生に「何かあったの?」と言われても、子どもは自分が悪いと思っているので本当のことを聞き出すのは非常に困難です

最近は愛着障害という言葉もありますが、そういった子どもたちを以前はどうやって救ってきたかと言いますと、家では両親から叩かれたりするけれど、例えば泣いて隣のおばちゃんの家へ逃げ込んだり、隣近所にじいちゃんやばあちゃんが居れば逃げ込む、そして兄弟が三人四人と居れば「姉ちゃんだけはいつも味方で僕のことを心配してくれている。」など、なんとか状態を保てる状況でありました。

私は今、それが最大の問題ではないかと思います。学校や園も果たす役割はありますが、地域全体でもう一度真剣に考えていかないと、子どもが命を落としてからでは遅いと思います。体制を整え、もし起こった時に機能させることはもちろん大事だと思いますが、それとは別に学校は何ができるのか、社会教育の場面では何ができるのか、福祉や警察は何ができるのかを考え、虐待を無くそうという雰囲気を作っていくために全力で取り組むべきではないでしょうか。結局、今虐待を受けている子どもたちが親の世代に突入すればまた同じ繰り返しになると学者は言っています。

本市の教育委員会としましても、重大な事案が起きていないからいいというわけでは決してありませんので、色々な角度からご意見を頂戴しまして取り組んでいきたいと思っています。

4 議 事

(1) 協議事項

① (仮称)長浜市教育大綱の策定について(着手)

事務局は、配布資料に基づき、策定する長浜市教育大綱の方向性や策定までの

予定スケジュール等について説明。その後、各構成員から意見は出なかった。

5 その他

〈事務局〉

本日の議事録については、内容を委員の皆さまに確認いただいたのち、ホームページにて公開する。次回の総合教育会議については、令和2年1月ごろに開催を予定している。